

第8章 投資形態

1. 4つの進出形態

外国企業がタイに進出する場合、①既存企業への資本参加、②現地法人の設立、③支店の設置、④駐在員事務所の設置の4つの方法が一般的に採用されるが、現在タイに進出している日系企業の多くは、②の現地法人を設立する方法で進出している。この場合、タイ企業との合弁で出資比率を50%未満に留めるケースもあれば、50%以上の出資や、100%出資のケースもある²。

外資が資本の50%以上を保有する場合には、外国人事業法の規制対象となり、タイで特定の事業を行うことが一般的に禁止され、特定の事業を行うために外国人事業許可証を取得するか外国人事業法で定められる資本要件を満たして規制対象外となる必要がある。外国人事業許可証を取得する以外には、投資奨励法に基づき、BOIによって奨励され、奨励された特定の事業を行うための外国人事業証明証を取得して規制事業を行うこともできる。

外国人事業法では規制対象の事業（43業種）が3つに分類されている。すなわち、外国企業による事業の運営が厳格に禁止されている9業種（農業や仏像製造、土地売買等）、国家の安全等のために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている13業種（運送業や鉱業、銃器の製造等）、タイ企業の競争力が不十分であるために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種（水産業やサービス業等）である（「第10章 外資規制業種」参照）。外資50%以上や外資100%の外国企業は、これらの43業種以外の業種（例えば、製造業等）に係る事業については外国人事業許可を取得することなく営むことが可能である。しかし、外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種には「その他のサービス業」が含まれており、相当な範囲の事業が「サービス業」に該当すると判断される可能性があり、この場合には、外国人事業許可が必要となるので、留意が必要である（例えば、一般的に製造業に分類される事業であっても、オーダーメイドのような受注製造型の製造業は委託加工を行う「サービス業」に該当し、また、販売後のメンテナンス等のサービスを行うことも「サービス業」に該当する可能性がある）。

①既存企業に資本参加する場合であっても、②現地法人の設立と同様の規制を受けることから、50%未満の出資割合での進出が一般的である。また、③支店の設置による場合であっても、外国人事業法の規制を受けることから、その活動範囲は関連するライセンスを取得した範囲に制限される。④駐在員事務所の設置の場合には、外国人事業法の規制は受けないものの、その活動範囲は情報収集業務等に限定され、その他の営業活動を行うことはできない。

2. 企業進出の3つの方法

外国企業がタイに進出し、現地法人（外国人事業法上の外国企業）を設立して事業を営む場合

² 外国企業（外資50%以上）の場合、200万バーツ以上の登録資本金が必要となる。また、外国人事業法に基づく外国人事業許可証が要求される事業を営む場合には、300万バーツ以上の登録資本金が必要となる。BOIの投資奨励を受けようとする場合には、少なくとも100万バーツまたは投資奨励法によって奨励される業種に応じた投資奨励条件によって別途要求される追加の登録資本金が必要となる。これに対して、タイ企業（外資50%未満）の場合には一般に最低資本金に関する規制はない。

には、原則として次の3つの方法のいずれかを探る。

(1) 投資奨励法による恩典を受けて進出する方法

まず、投資奨励法に基づき、BOI から認可を受けて会社を設立する方法である。この場合には外国人事業法の一部の条項は適用されないことになるが、投資奨励法に基づく認可要件及び BOI による外国資本に関する規制に従う必要がある。なお、タイの経済や技術発展に資する奨励業種の多くは、製造業に限らず、外資 100%による現地法人の設立も認められる。

(2) 工業団地公社法による恩典を受けて進出する方法

IEAT の管理する工業団地に入居する方法である。IEAT に土地使用申請を行う必要があり、実施事業がタイの工業、技術、産業発展等に資する場合に許可される。使用申請に対する審査においては、団地内の秩序維持や汚染防止等がより重視されるため、一部の事業に関しては工場法や国家環境保全推進法で要求される環境対策の遵守も要求されることとなる。必要とされる環境審査／評価報告書の提出と関連する許可の取得後に、工業団地の土地の使用申請書を IEAT に提出しなければならない。係る手続は、土地の所有や外国人就労の許可取得の前提となるものであり、また、保税区 (IEAT Free Zones) に進出する場合の機械・原材料等に課せられる関税やその他の租税の免除等の恩典も、その後に申請することとなる。ただし、法人所得税の減免に係る恩典を受けることができないため、同時に BOI の認可を受けて投資奨励法による恩典を受けることもできる。

(3) 上記いずれの奨励恩典も受けずに進出する方法

BOI や IEAT による認可や許可を受けない場合、これらの恩典を受けることができない。加えて、外資比率が 50%以上の場合、外国人事業法による規制を遵守する必要がある。

3. タイの会社形態

タイの法人形態には、①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ、③非公開会社、④公開会社の 4 種類がある。③非公開会社がタイ国内で最も多い事業形態で、一般に株式会社という場合にはこれを指す。タイに進出している日系企業の多くも非公開会社の形態をとっている。①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ及び③非公開会社については民商法典が、④公開会社については公開会社法が設立根拠法である。

普通パートナーシップは無限責任社員のみ、②リミテッド・パートナーシップは無限責任社員と有限責任社員から、それぞれ構成される。また、③非公開会社は、過去には 7 名以上の株主が必要とされていたが、2008 年の民商法典改正を受けて、株主数の要件は 3 名以上に引き下げられた。

その後、2022 年 11 月 8 日改正法が公布され、2023 年 2 月 7 日より施行された民商法において、株式会社設立手続の柔軟性を促進する目的株主数が 2 名に削減されている。

株主は出資金の額を上限とする有限責任を負う。一定の事業に従事する場合を除いて、取締役

の国籍要件は存在しない。なお、現在、最低株主数を 2 名とすることや、非公開会社の M&A に関する規定等に関わる民商法典の改正が検討されている。④公開会社で証券取引所に上場している場合は、株式の公募等は証券取引所を通じて行われる。2025 年 4 月時点、タイの上場会社数は 923 社（タイ証券取引所の上場会社数が 700 社、中小企業を対象とした証券市場（Market for Alternative Investment : MAI）の上場会社数が 223 社）である。2022 年 5 月 24 日付で公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、公告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられた。

4. BOI による恩典を受けるための条件

BOI の投資奨励事業は、10 分野 409 業種にわたる。BOI の資料によれば、認可に関する一般的な基準等は以下のとおりである。ただし、これらの基準を全て充足すれば必ず認可や恩典を受けることができるというわけではなく、奨励対象業種毎に定められる条件も満たす必要があり、最終的には BOI やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

- ① 国籍に関係なく恩典を受けることは可能である。
- ② 恩典は奨励対象事業（例えば、タイの産業発展に資するもの等）に付与される。
- ③ 当初の投資額として土地代と運転資金を除き 100 万バーツ以上が必要である。
- ④ 新規プロジェクト毎または新規に設立された法人の当初の負債額は登録資本金の 3 倍以内であることが必要である。なお、プロジェクトを拡大する場合は BOI が個別に判断する。
- ⑤ 先端的な生産方法や新しい機械を使用しなければならない。外国から輸入した中古機械を使用する場合は、BOI に対して、第三者機関がその機械の性能を証明する書類を提出しなくてはならない。
- ⑥ 十分な環境保護システムを有していなければならない。
- ⑦ 合弁の基準
 - (a) 農業、畜産、漁業（タイ近海及びタイの排他的経済水域の海洋生物）及びその他の外国人事業法別表 1 に定める業種³におけるプロジェクトにおいては、タイ国籍者が出資全体の 51% 以上を保有しなければならない。
 - (b) 外国人事業法別表 2 及び別表 3 で定める業種におけるプロジェクトにおいては、国籍者が出資の大部分または全部を所有することもできる。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
 - (c) 合理的な理由がある場合、BOI は特定の業種に限り外国籍者の出資比率を定めることができる。
- ⑧ 収益の 20% 以上（ただし、電子製品と部品、農産業と農産加工品、コイルセンターについては収益の 10% 以上）の付加価値を生み出す事業でなければならない。

³ 第 10 章図表 10-1 の「I 種」に記載の 9 業種である。

- ⑨ 投資金額（土地代と運転資金を除き）が1,000万バーツ以上の場合、操業開始後2年以内にISO9000、ISO14000またはそれらに相当する国際基準の認定を受けなければならない。これが遵守されない場合、法人所得税の免税期間が1年間短縮される。
- ⑩ 奨励による恩典は法人が営む事業にのみ与えられる。申請段階では個人名義でも可能であるが、認可後、正式に投資奨励証書の発給を受けるときまでに法人を設立し、法人名義で投資奨励証書発給申請を行う。
- ⑪ 登録資本金は操業開始までに100%払い込む必要がある。民商法典上、非公開会社は登録資本金額のうち25%以上の払込みが行われれば登記は可能となるが、BOIの恩典を受ける場合には、通常、操業開始までに100%を払い込むことが条件とされている（タイの場合、日本の授権資本制度と異なり、基本定款に記載された数の株式を設立時に全部発行する。また、登録資本金の25%以上の払込が行われれば会社を設立でき、その後取締役の請求により残額を払い込む制度となっている）。
- ⑫ 投資金額（土地代と運転資金を除き）が20億バーツ以上の場合、投資奨励申請に際してはフィージビリティ・スタディ報告書を提出しなければならない。
- ⑬ その他条件として、上記以外に以下のものがある。
 - (a) 投資奨励証書に記載された品目の製造または役務の提供のみを行わなければならぬ。例えば、投資奨励証書に記載のない品目を製造するときは、都度、BOIの認可を受けなければならない。
 - (b) 法人所得税は、投資資本金の一定の割合（BOIの奨励対象業種ごとに異なる）を上限に免税となるが、ナノテクノロジー開発事業等の特定のBOI奨励対象業種は、一定期間に限り法人所得税が上限なく免除される。
 - (c) BOIの恩典として取得した土地や輸入税の減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用しなければならず、これらを別の用途に使用してはならない。